



# 鳥取県公報

平成 21 年 7 月 10 日 (金)  
第 8 1 0 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	コキンバイ保護管理事業計画の認定 (458) (公園自然課) . . . . . 2
	種畜証明書の書換交付 (459) (畜産課) . . . . . 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (460) (東部総合事務所県民局) . . . . . 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (29) . . . . . 3
◇ 公 告	平成 21 年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . . . 3
	平成 21 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (2 回目) ) の実施 (〃) . . . . . 7
	平成 21 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) . . . . . 10
◇ 正 誤	平成 21 年 3 月 27 日付鳥取県条例第 35 号中訂正 . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第458号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行うコキンバイを対象とした保護管理事業について、その事業計画が鳥取県コキンバイ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名  
八頭郡若桜町赤松660  
氷ノ山ネイチャークラブ 代表 山本 賢二
- 2 保護管理事業の内容
  - (1) 生育状況把握のためのモニタリング
  - (2) 自生地周辺のチシマザサ等の刈取による生育地の保全・管理
  - (3) 登山者の侵入を防止するための措置
  - (4) 生育地における盗採取防止のための普及啓発活動及び巡視活動
- 3 認定年月日 平成21年6月30日

## 鳥取県告示第459号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平20鳥取県1第68号	種畜の名前の変更	北之庄	大溝

## 鳥取県告示第460号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年9月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成21年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フリーダム

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

賀山 英治

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市田島462-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、しょうがい者に対して、就労の支援、職業能力の開発及び社会参画に関する事業を行い、しょうがい者の自立と社会参加及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第29号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに八頭郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年7月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,774

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,110

八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 8,959

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成22年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	2名程度
警察事務	3名程度
保育士	3名程度
公立学校栄養職員	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

### 3 対象となる職

#### (1) 一般事務及び保育士

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

#### (2) 警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

#### (3) 公立学校栄養職員

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

### 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。

(1) 一般事務及び警察事務 142,800円

(2) 保育士及び公立学校栄養職員 156,800円

### 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

#### ア 一般事務

昭和63年4月2日から平成4年4月1日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。

#### イ 警察事務

昭和61年4月2日から平成4年4月1日までの間に生まれた者

#### ウ 保育士

次の要件の両方を満たす者

(ア) 昭和49年4月2日以降に生まれた者

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成22年5月31日までに受ける見込みの者

#### エ 公立学校栄養職員

次の要件の両方を満たす者

(ア) 昭和49年4月2日以降に生まれた者

(イ) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成22年3月31日までに取得する見込みの者

(2) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成22年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

### 6 第1次試験

## (1) 試験種目

## ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

（注）作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

## イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）及び作文試験

（注）作文試験の採点は第1次試験合格者に対して実施し、評価は第2次試験において行うものとする。

## ウ 保育士及び公立学校栄養職員

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

（注）作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

## (2) 試験期日

平成21年9月27日（日）

## (3) 試験会場

鳥取大学工学部棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

## 7 第2次試験

## (1) 試験の実施

警察事務以外の職種については鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については第2次試験以降の採用候補者発表の手续を含め、鳥取県警察本部が実施する。

## (2) 試験種目

## ア 一般事務、保育士及び公立学校栄養職員

人物試験（集団討論及び個別面接）

## イ 警察事務

人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

## (3) 試験期日

## ア 一般事務、保育士及び公立学校栄養職員

平成21年10月21日（水）から同月23日（金）まで

## イ 警察事務

平成21年10月20日（火）

## (4) 試験会場

## ア 一般事務、保育士及び公立学校栄養職員

鳥取県庁本庁舎会議室 鳥取市東町一丁目220

## イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

## 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

## (1) 第1次試験合格者

## ア 一般事務及び警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

## イ 保育士及び公立学校栄養職員

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験の結果により決定する。

ウ 保育士及び公立学校栄養職員

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成21年10月2日（金）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成21年11月11日（水）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況も考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成22年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(1)のウの(イ)若しくは5の(1)のエの(イ)又は5の(2)に定める期日までにこれらに定める登録を受け、若しくは免許を取得し、又は資格を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所

県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成21年8月7日（金）から同月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年8月24日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年8月7日（金）午前0時から同月24日（月）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、警察事務に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成22年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額208,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成22年3月31日までに卒業する見込みのもの。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、論文試験

(2) 試験期日

平成21年9月20日（日）

(3) 試験会場

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

米子コンベンションセンター会議室 米子市末広町294

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。
色 覚	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験期日

平成21年10月26日（月）及び同月27日（火）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成21年10月2日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総



合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等はその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

## (2) 採用候補者

平成21年11月20日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等はその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成22年4月1日の予定である。

## 11 受験手続

### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

### (3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

#### (ア) 受付期間

平成21年8月7日（金）から同月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年8月24日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

#### (イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年8月7日（金）午前0時から同月24日（月）午後12時まで

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成22年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	20名程度
警察官（女性）	2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額166,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成22年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。なお、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、作文試験

(2) 試験期日

平成21年9月20日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁本庁舎講堂 鳥取市東町一丁目220

米子コンベンションセンター会議室 米子市末広町294

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	

視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

## (2) 試験期日

平成21年10月28日（水）及び同月29日（木）

## (3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

## 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

## (1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

## (2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験の結果により決定する。

## 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成21年10月2日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

## (2) 採用候補者

平成21年11月20日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成22年4月1日の予定である。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成21年8月7日（金）から同月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年8月24日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年8月7日（金）午前0時から同月24日（月）午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

---

## 正 誤

平成21年3月27日公布の鳥取県条例第35号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 58

行 下から11

誤 （平成21年法律第 号）

正 （平成21年法律第57号）